

DAS KAPITAL

12月学習会の案内

第46回「資本論を読む会」

日時：12月21日（水）※クリスマス間近！

午後6時30分 Zoomで開催

ついに資本論(岩波文庫)第三分冊スタートへ!!

「第14章 絶対的剰余価値と相対的剰余価値」

11月29日の「資本論を読む会」は、資本論(岩波文庫)第二分冊の最終章、第9節「工場立法…」の続きから第10節「大工業と農業」を読み終えました。レポーターはKatoちゃんでした。当日の参加者は10人。アルファベットで記録しておく、CN3K3S2Tさん。今回は欠席でしたが、これまで「読む会」に参加した方は、この4年2カ月の間では、まだ他にも6名ほどいます。マァ良く続いた方ですかね。でも、予定の資本論第1巻終了までは、まだ後2年ほどかかる予定です。

今回は農業問題についていくつか意見交換がありました。マルクスは「さらに後の章で」と書いてあります。剰余価値論や資本主義的蓄積論との関わりで農業問題を展開する節があるようです。

次回は「第14章 絶対的剰余価値と相対的剰余価値の生産」に入りますが、この後も労働賃金論や有名な本源的蓄積論など、少し理屈っぽい箇所に入るのかな？

いつもの終了後の懇親会では、来春の知事選や札幌市長選、道議選に出るTさんの応援をどうするかなど、激論あり、ワイワイと楽しくやりました。

やっと「一区切り」ですから、再スタートのチャンスです。いつも言うように「みんなと一緒にやれば何とかなる」精神で参加してみませんか。近くの人に声をかけて下さい。楽しいですよ。

☆「資本論を読む会」の最初からの資料は下記ホームページでご覧になれます。

◎ <http://socialistho.cafe.coocan.jp/>「資本論を読む会」オープン・コーナーにあります。

レポーターから - Katoちゃん

第9節(つづき)

○20年間に社会状態が変わり(大工業と小規模、手工業、家内労働との不平等拡大)、工場法適用業種が増えた。

さらに、工場拡張法と作業場取締法が勅裁され、家内労働まで拡大された。

1842年鉱山法。女性と10歳未満児童の地下労働禁止。

1860年鉱山監督法。10~12歳男児は、修学証明書または一定時間数通学するもの以外の使用禁止。

○以下項目ごとに資本家(側)質疑、労働者応答が紹介される。

1. 14歳未満の鉱山労働禁止の議会条例要望。2. 教育の法律要望。3. 鉱山での婦人労働廃止。

4. 検屍陪審官(労災死の裁判官)。5. 運搬桶の不正。6. 労災、監督官等の不足

○工場法の一般化は、資本家の隠ぺいした古い支配(搾取構造)を破壊し、新たな支配(搾取構造)を強める。

よって、資本家に対する労働者の闘争も一般化する。資本の集中・専制の一般化が、資本の支配に対する闘争も一般化する。

第10節 大工業と農業

大工業は、旧社会の堡壘である『農民』を滅ぼし、賃労働者に転化させる。

農業の機械使用は、労働者の過剰化(農業労働者から放逐し工場労働者へ)を強く、反発なく行われる。

それは、農村労働者が分散しており、抵抗する力が弱いからである。



ドイツ・ベルリン ルストガルテン庭園